

一般財団法人長野陸上競技協会定款

平成23年 1月30日 制定
平成27年 6月14日 一部改定
平成31年 3月16日 一部改定
令和 3年 3月14日 一部改定
令和 5年 3月 5日 一部改定
令和 7年 3月16日 一部改定

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、一般財団法人長野陸上競技協会と称し、英文名を Nagano Athletics Association (略称NAA) とする。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を長野県塩尻市に置く。

第2章 目的および事業

(目的)

第3条 この法人は、長野県の陸上競技会を統轄し、代表する団体として、長野県の陸上競技の普及と振興、並びに競技力向上を図り、もって県民の心身の健全な発達に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 陸上競技の普及に関すること
- (2) 陸上競技者の強化・育成に関すること、及び長野県の代表競技者を選定し派遣すること
- (3) 長野県における陸上競技の大会及び記録会を開催すること
- (4) 陸上競技の指導者を養成すること
- (5) 陸上競技の審判員及び検定員の資格付与に関すること
- (6) 陸上競技を研究し、機関紙、刊行物を発行して情報を提供すること
- (7) その他、この法人の目的達成のために必要な事業を行う

第3章 加 盟

(加盟)

第5条 この法人は、長野県の陸上競技を統轄する唯一の団体として、公益財団法人日本陸上競技連盟、東海陸上競技協会、及び公益財団法人長野県スポーツ協会に加盟する。

2 この法人は、前項の加盟により生じる加盟金を毎年支払う。

第4章 資産および会計

(財産の拠出)

第6条 設立者は、末尾に掲げる財産目録に記載された財産を、この法人のために拠出する。

(基本財産)

第7条 この法人の基本財産は、第4条に規定する事業を行うために不可欠なものであって、前条に掲げる財産および評議員会で決議した財産をもって構成する。

2 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって代表理事が管理しなければならない。基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を得なければならない。

(事業年度)

第8条 この法人の事業年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第9条 この法人の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度開始の日の前日までに、代表理事が作成し、理事会及び評議員会の承認を受けなければならない。これを変更しようとする場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間、備え置くものとする。

(事業報告及び収支決算)

第10条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
 - (5) 貸借対照表および損益計算書の附属明細書
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号の書類については、定時評議員会に提出し、承認を受けなければならない。
 - 3 第1項の書類の他、監査報告を主たる事務所に5年間据え置くとともに、定款を主たる事務所に備え置くものとする。

第5章 評議員

（評議員）

第11条 この法人には、評議員10名以上12名以内を置く。

（評議員の選任及び解任）

第12条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法」という）第179条から第195条までの規定に従い、評議員選定委員会の決議をもって行う。

（任期）

第13条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

- 3 評議員は、第11条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了または辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

（評議員に対する報酬等）

第14条 評議員は無報酬とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、評議員会には費用を弁償することができる。

第6章 評議員会

（構成）

第15条 評議員会はすべての評議員をもって構成する。

（権限）

第16条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任または解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の上限額
- (3) 各事業年度の事業計画及び予算の承認
- (4) 各事業年度の事業報告及び決算の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の帰属
- (7) 基本財産の処分または除外の承認
- (8) 加盟団体の脱退の承認
- (9) その他評議員会で決議するものとして法令で定められた事項

（開催）

第17条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後3箇月以内に開催するほか、必要がある場合に開催する。

（評議員の招集）

第18条 評議員会は、法令に特段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、代表理事が招集する。

- 2 評議員は、代表理事に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

（議長）

第19条 評議員会の議長は、出席評議員の中から互選で選ぶ。

（定足数）

第20条 評議員会は、評議員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決議)

第21条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定に関わらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) 基本財産の処分または除外の承認
- (4) その他法令で定められた事項

3 理事または監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者毎に第1項の決議を行わなければならない。理事または監事の候補者の合計数が第25条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に枠に達するまでの者を選任することとする。

(決議の省略)

第22条 代表理事が評議員会の目的である事項について提案した場合において、その提案について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第23条 代表理事が評議員の全員に対して評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項の評議員会に報告することを要しないことについて、評議員の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第24条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、議長及び当該会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名がこれに記名押印しなければならない。

第7章 役員

(役員の設定)

第25条 この法人には、次の役員を置く。

- (1) 理事16名以上30名以内
- (2) 監事3名以内

2 理事のうち1名を会長、4名以内を副会長、1名を専務理事、4名以内を常務理事に定める。副会長の中から1名を会長代行とすることができる。

3 前項の会長及び副会長のうち1名をもって一般法上の代表理事とし、そのほかの副会長、専務理事及び常務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員の選任)

第26条 理事及び監事は評議員会の決議によって選任する。

2 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 理事のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数の3分の1を超えて含まれることにはならない。

4 監事には、この法人の理事（親族その他特殊の関係がある者を含む）及び評議員（親族その他特殊の関係がある者を含む）並びにこの法人の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。

(理事の職務及び権限)

第27条 理事は理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

3 代表理事及び業務執行理事は、自己の職務の執行の状況を毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第28条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも理事及び使用人に対して業務の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第 29 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

- 3 補充または増員により選任された理事または監事の任期は、当該任期の満了する時までとする。

- 4 理事または監事は、第 25 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任されたものが就任するまでは、なお理事又は監事としての権利義務を要する。

(役員の解任)

第 30 条 理事または監事が、次の各号の一に該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。この場合、評議員会で議決する前にその役員に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

- (2) 職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない行為があると認められるとき。

(役員の報酬等)

第 31 条 理事及び監事は無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を支給することができる。

第 8 章 理事会

(構成)

第 32 条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(理事会の権限)

第 33 条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定

- (2) 理事の職務の執行の監督

- (3) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職

- (4) その他、法令またはこの定款で定める事項

(招集)

第 34 条 理事会は、代表理事が招集する。

- 2 代表理事が欠けたときまたは代表理事に事故があるときは、業務執行理事が理事会を招集する。

(議長)

第 35 条 理事会の議長は、代表理事がこれにあたる。

(定足数)

第 36 条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決議)

第 37 条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがあるもののほか、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって決し、可否同数のときは議長の裁決するところによる。

- 2 前項前段の場合において、議長は理事として議決に加わることはできない。

(決議の省略)

第 38 条 代表理事または業務執行理事が理事会の議決の目的である事項について提案した場合において、その提案について特別の利害関係を有する理事を除く理事の全員が、書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りではない。

(報告の省略)

第 39 条 理事または監事が理事または監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。

- 2 前項の規定は、第 27 条第 3 項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第40条 理事会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

2 当該理事会に出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第9章 名誉役員

(名誉役員)

第41条 この法人に名誉役員として名誉会長1名並びに、名誉副会長、顧問及び参与を若干名置くことができる。

2 名誉会長と名誉副会長は、理事会で推薦した者につき、評議員会の承認を経て、代表理事が任命する。

3 顧問はこの協会の会長、副会長、専務理事（理事長）の経験者及び外部有識者の中から、理事会の決議を経て、代表理事が任命する。

4 参与はこの協会の常務理事（副理事長）、専門委員長、部長及び監事経験者の中から、理事会の決議を経て代表理事が任命する。

5 名誉副会長、顧問及び参与は、この協会の役員、評議員、及び専門委員会委員・部員を兼ねることはできない。

6 名誉副会長、顧問及び参与は代表理事及び理事会の諮問に応じる。

7 名誉役員は無報酬とする。

8 名誉役員の任期は2年とし、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任は妨げない。

第10章 委員会

(専門委員会及び特別委員会)

第42条 この法人の事業遂行のため、理事会の決議と評議員会の承認に基づき専門委員会及び特別委員会を置く。

2 前項の委員会内において、必要があるときは理事会の決議に基づき専門部を置くことができる。

3 第1項の専門委員会及び特別委員会の委員長、前項の専門部の部長は原則として理事がその任にあたるものとし、理事会において選任及び解任する。

4 第1項の専門委員会及び特別委員会の運営細則は理事会において別に定める。

第11章 OB・OG会

(OB・OG会)

第43条 この法人にOB・OG会を置くことができる。

2 OB・OG会の構成や運営に必要な規約は理事会において別に定める。

第12章 事務局

(事務局)

第44条 この法人の事務を処理するため、事務局を設け、事務局長その他必要な職員を置く。

2 事務局長及びその他の職員は代表理事が任命する。

3 事務局員は有給とすることができる。

4 事務局の組織、運営及び職員に関する事項は理事会が別に定める。

第13章 定款の変更ならびに解散

(定款の変更)

第45条 この定款は評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第12条についても適用する。

(剰余金の処分制限)

第46条 この法人は剰余金の分配をすることはできない。

(解散)

第47条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能、その他法令で定めた事由によって解散する。

(残余財産の帰属)

第48条 この法人が清算するときに有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定に関する法律第5条第17号に掲げる法人または国もしくは地方公共団体に贈与するものとする。

第14章 公告の方法

(公告の方法)

第49条 この法人の公告は電子公告による。

- 2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する。

第15章 補 則

(委任)

第50条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の議決により別に定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の設立の登記の日から施行する。
2 第8条の規定にかかわらず、この法人の最初の事業年度は、設立の日から平成24年3月31日までとする。
3 この法人の設立当初年度の事業計画及び収支予算は、第9条第1項の規定にかかわらず、設立者の定めるところによる。

- 4 この法人の設立時評議員は次のとおりとする。

唐澤 君雄 大坪 章男 青山 陸生 川上 修 寺島 大士

内山 了治 細田 紀一 大角 貞夫 勝野 仁深 名取 充

- 5 この法人の設立時理事、設立時代表理事及び設立時監事は次のとおりとする。

(1) 設立時理事

堀 晃 下川 泰秀 伊藤 利博 中條延太郎 宮坂 繁 白澤 禎介

浦野 義忠 森泉 智夫 竹内 秀樹 葛城 光一 橘 麗仁 藤森 茂幸

増田喜代志 丸山 新吉 宮澤 真一 北島 正孝 玉城 良二 杉崎 憲雄

塚田 彰 掛川 和彦 宮坂 典明 中沢 広幸 内堀 俊彦

(2) 設立時代表理事

小坂 憲次 細田 完二

(3) 設立時監事

矢島 秋弘 宮島 義征 外谷 俊男

- 6 設立者の名称及び所在地は次のとおりである。

(1) 設立者 長野陸上競技協会

所在地 長野県上田市天神一丁目4番15号

代表者 会長 小坂 憲次(住所 長野市村山287番地)

(2) 設立者 財団法人 日本陸上競技連盟

所在地 東京都渋谷区神南一丁目一番1号

代表者 理事 河野 洋平

- 7 設立時拠出財産目録

(1) 設立者 長野陸上競技協会

所在地 長野県上田市天神1丁目4番15号

拠出財産及びその価額 現金1百万円

(2) 設立者 日本陸上競技連盟

所在地 東京都渋谷区神南1丁目1番1号

拠出財産及びその価額 現金2百万円

- 8 この定款に定めのない事項は、すべて一般法その他の法令に従う。

附 則

この規程は平成24年2月16日から施行する。

この規程は平成27年6月14日から施行する。(第2条改定)

この規程は平成31年4月1日から施行する。(第12、21、25、29、41～49条改定)

この規程は令和3年4月1日から施行する。(第41条改定、第11章OB・OG会追加)

この規程は令和5年6月10日から施行する。(第2、4、25、26条改定)

この規程は令和7年3月16日から施行する。(第41条3、4項、第43条改定)